

広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）第三十条の規定によって、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成二十四年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開催日時

平成二十四年十一月十四日（水）から平成二十四年十一月十六日（金）までの三日間
午前十時から午後五時まで

二 場所

広島市中区基町一〇番五二号
広島県庁本館三階三〇二会議室

三 講習科目等

科 目	時 間 数
屋外広告物に関する法令	六
屋外広告物の表示に関する事項	四
屋外広告物の施工に関する事項	八

四 受講手続

1 受講申込書の交付場所

広島県土木局都市計画課にて配布するほか、受講者により印刷できるよう広島県ホームページに掲載するものとする。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「講習会受講申込書請求」と朱書き、返信用定形封筒（八十円切手を貼付し、郵便番号及び宛先を明記したもの）を同封し、広島県土木局都市計画課に送付すること。

2 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十四年十月一日（月）から平成二十四年十月三十一日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
郵送の場合は、平成二十四年十月三十一日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

3 受講申込書の提出先

広島県土木局都市計画課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

五 講習手数料

五千二百三十円

講習会の初日に現金により納付すること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 その他

講習会に関する問合せは、広島県土木局都市計画課（電話〔〇八二〕五一三―四一一

〔ダイヤルイン〕）にすること。